

第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの概要

(1) 国の動向

○第4次障害者基本計画

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する（障害者基本法第1条）」

【11項目の基本方針】

1 安全・安心な生活環境の整備	7 行政等における配慮の充実
2 情報アクセスバリアフリーの向上及び意思疎通支援の充実	8 雇用・就業、経済的自立の支援
3 防災、防犯等の推進	9 教育の充実
4 差別の解消、権利保護の推進及び虐待の防止	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
5 自立した生活の支援・意思決定支援の促進	11 国際社会での協力・連携の推進
6 保健・医療の推進	

(2) 県の動向

○第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

「基本目標『障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます』」

【4項目の基本目標】

I 安心して暮らせる社会環境づくり
II 社会参加を進める支援の充実
III 日常生活を支える福祉の充実
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

(3) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定にあたって

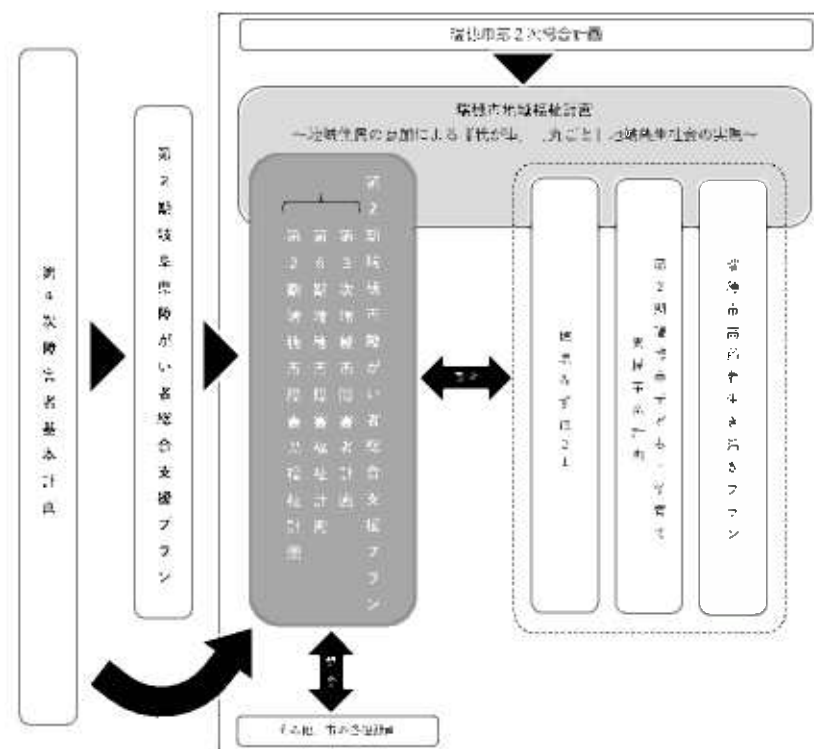
本市では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図ってまいりました。そして、平成30年には、「第2次瑞穂市障害者計画」と、「第5期瑞穂市障害福祉計画」と「第1期瑞穂市障害児福祉計画」を一体的なものとして「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定しました。

この度、「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、日まぐらしく変化する障がい者施策に適宜対応しながら、計画の理念である【心がかよひ、ともに暮らせるやさしいまちをめざして】のもとで、次期計画である「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

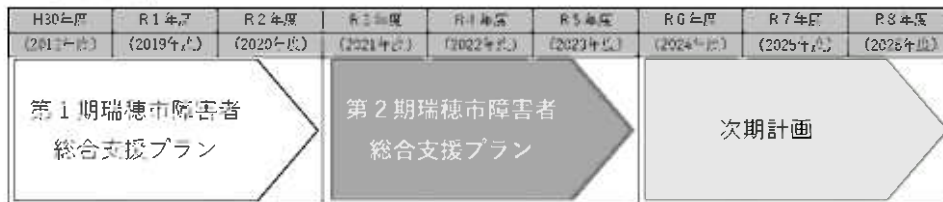
(4) 関係法令

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者福祉法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第35条の20及び第35条の22)
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第4次計画：平成29年度～令和4年度）の内容と、本市の現行計画（平成30年度～令和2年度）の進捗状況を鑑み、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第3期（平成30年度～令和2年度）計画に盛り込んだ目標及び事業整備の進捗状況を把握・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障がいを持つ児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第1期（平成30年度～令和2年度）計画に盛り込んだ目標及び事業整備の進捗状況を把握・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

(5) 関連計画



(6) 計画期間



(7) 計画の対象

本プランは、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就労、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画であり、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が不可欠であることから、全市民を計画の対象とします。

また、本プランにおける「障がい者」とは、中核の定義に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】
(発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。)
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指し、また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

(8) 計画の策定体制

○計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい者施設事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等から意見を聞く「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

○計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのアンケート調査を実施しました。

(9) 次期計画の重点ポイント(案)

1. 障がいを理由とする差別の解消の推進【継続】

- ・平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消など、障害差別解消に係る好意の促進。

2. 切れ目のない支援の仕組みづくり【継続】

- ・下に係る障がいの早期からのかかりと就学前から就学へと関係機関が情報を共有するなど連携して支援していく仕組みづくりを実施。

3. 生活の場の確保【新規】

- ・親なき後の生活の場など、地域で安心して生活できる仲間づくりを実施。

4. 多様な雇用・就労の促進【新規】

- ・障がいのある方が地域で継続的かつ安定的に就労又は社会参加による生きがいづくりとなるなどの支援を実施、障害者優先選択の推進。